

令和7年度障がい者（児）福祉施設の整備方針について

1 基本的な考え方

県では、障がいのある人及び障がいのある児童の福祉サービスの提供体制の確保等の円滑な実施のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条・児童福祉法第 33 条の 22 に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「福岡県障がい者福祉計画(第 6 期)・福岡県障がい児福祉計画(第 3 期)」を策定しました。同計画では、主として施設入所者の地域生活への移行、一般就労への移行、地域生活支援拠点等の整備及び障がい児支援の提供体制の整備等を行うこととしています。

2 障がい者施設の整備

(1) 日中活動系サービス事業所

ア 就労移行支援事業所

一般企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

イ 就労継続支援事業所

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

ウ 生活介護事業所

常に介護を必要とする障がいのある人に対し、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

エ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

障がい福祉施設から一般就労への移行を進めるなど、地域における生活の維持・継続が図られるようにするため、待機者及び利用予定者に具体性のある日中活動系サービスの整備を進めます。

(2) 居住系事業所

ア 共同生活援助事業所（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

福祉施設入所等から地域生活への移行を進めていくための居住の場として、待機者及び利用予定者に具体性のある共同生活援助事業所の整備を進めます。

3 障がい児施設の整備

(1) 障がい児通所支援事業所

ア 児童発達支援事業所

障がいのある未就学の児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、指導及び訓練を行います。

イ 放課後等デイサービス事業所

学校に通学中の障がいのある児童に対して、生活能力向上のための訓練等を行うとともに、放課後等の居場所を提供します。

障がいのある児童、その家族を身近な場所で支援する体制を確保するため、待機者及び利用予定者に具体性のある障がい児通所支援事業所の整備を進めます。

(2) 障がい児入所支援施設

ア 福祉型児童入所支援施設

障がい児を入所させて保護するとともに、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

イ 医療型児童入所支援施設

主として重症心身障がい児を入所させて保護するとともに、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

居宅での生活が困難な障がいのある児童に対する療育等を行う場を確保し、障がいのある児童の地域生活を支えるため、待機者及び利用予定者に具体性のある福祉型児童入所支援に係る整備を進めます。

4 防災・減災等に係る施設の整備

老朽化した施設の改築、大規模修繕、耐震化、消防用設備の設置等について、必要性・緊急性を勘案し整備を進めます。特に、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀等の改修整備、水害対策強化整備、感染防止対策整備については、優先的に検討します。

なお、老朽化した障がい者支援施設の改築・大規模修繕にあたっては、入所定員の減に可能な限り取り組むこととし、定員数の増を伴う入所施設の整備は行わないものとします。

5 地域生活支援拠点の整備

障がいのある人の重度化・高齢化、「親なき後」を見据えた観点から、障がい者（児）の地域生活を支援する体制の整備を進めるため、基幹的相談支援センター、障がい者支援施設、グループホーム等の事業所整備のうち、以下のような機能を備えるものについて整備を検討します。

- ① 地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供を図るもの。
- ② ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保を図るもの。
- ③ 人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備を図るもの。